申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　代表者は、平成７年度以降に、次の㋐及び㋑の要件を満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、㋐及び㋑は同一工事でなくても良い。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積65㎡以上のトンネル工事であること。

㋑　凍結対策を伴ったトンネル工事であること。

ただし、代表者以外の構成員については、平成７年度以降に、ＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、いずれも当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

㋑　代表者の配置する技術者については、平成７年度以降に、上記６⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成７年度以降にＮＡＴＭ工法によるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した経験を有する者であること（いずれも、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、深川留萌自動車道留萌市幌糠トンネル○○△△××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局留萌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局留萌開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局留萌開発建設部が発注する深川留萌自動車道留萌市新御料橋上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年９月２日

北海道開発局長　高松　　泰

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　深川留萌自動車道留萌市新御料橋上部工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道留萌市

３　工事内容　工事延長：Ｌ＝337m　形式：３径間連続２主桁橋、単純鋼床版箱桁橋、橋長（幅員）：Ｌ＝337m（Ｗ＝10.260m）、支間割（長）３径間連続２主桁橋：Ｌ＝37＋47＋37＝121m、単純鋼床版箱桁：Ｌ＝105m／橋、鋼橋上部工　工場製作工（主構造）：Ｗ　1,720ｔ、（付属物）：Ｗ　56ｔ、橋梁付属物工　支承工　製作：Ｎ＝16基、設置：Ｎ＝12基、落橋防止装置工　製作：Ｎ＝８基、設置：Ｎ＝６基

４　工事区分　鋼橋上部

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成22年９月２日から平成22年10月１日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311　内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　代表者は、平成７年度以降に、次の㋐から㋒の要件を満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）とし、代表者以外の構成員については、次の㋐及び㋑の要件を満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。